こころに 社会に 刻む

サン・グループ事件

隔離と陰惨な暴力 知的障害者を支配

魂の叫びだった。施設で暮らす知的障害がある人たち6人が1992年10月26日、SOSの手紙を八日市労働基準監督署に出した。文面を読めば、陰惨な暴力と支配者である「社長」から刻印された恐怖が読み取れる。相談し、一文字ずつ懸命につづった字。差出人の名は怖くて書けず、選んだ「上様」という表現。

しかし、手紙を行政は放置した。助けには行かなかった。

（岡本真朋）

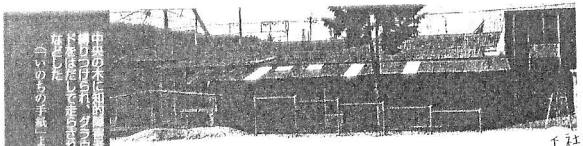

中庭の木に知的障害者が縛り付けられ、グラウンドはまだらで荒らされる（「いのちの手紙」より）

被害者が1992年、八日市労基署に送った手紙

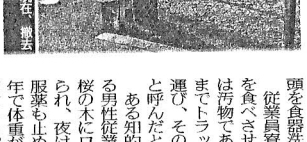

工場跡地。現在、撤去されている

サン・グループの肩パッド製造工場。1998年、五個荘町（現・東近江市）

1981年	肩パッド製造工場を五個荘町(現・東近江市)に開業
1982年	知的障害者を雇用。社員寮で生活させる
1984年～93年	鎖で縛られるなどした社員4人が栄養失調などで死亡。4人が行方不明
1985年	滋賀県が広報誌でサン・グループ社長を紹介する記事
1988年～	湖東福祉事務所などに保護者から被害相談相次ぐ
1992年	従業員有志から八日市労働基準監督署に虐待告発の手紙届く。労基署は放置
1994年 12月	支援者が従業員の救出はじめる　95年 7月　社長を刑事告発
1996年 5月	4人の障害年金横領容疑で八日市署が社長を逮捕。保護責任者遺棄致死容疑の告発は不起訴
12月	知的障害のある元従業員15人と遺族、虐待と国や県などが放置した責任を問い大津地裁に民事提訴
1997年 1月	元社長に横領罪で懲役1年6月の実刑判決
2003年 9月	大津地裁で原告全面勝訴、元社長と国・滋賀県に約2億7000万円賠償命令。国と県が控訴断念
2004年	大阪高裁が元社長の控訴棄却、原告側勝訴確定
2012年	障害者虐待防止法施行

肩パッド製造工場は滋賀県五個荘町・現・東近江市に開業、知的障害者約20人が全寮制で働かされた。サン・グループ社長の男は、従業員に殴る蹴るの暴力を振るい、女性を丸刈りにし、頭を食器洗剤で洗った。

従業員寮ではほぼ調理しない魚を食べさせ、くみ取りのトイレは汚物であふれた。寮から工場までトラックの荷台で障害者を運び、その車を社長は「豚箱」と呼んだという。

ある知的障害と精神障害がある男性従業員は工場隣の広場で桜の木にロープや鎖で縛り付けられ、夜は手錠をかけられた。服薬も止められ、男性は入社1年で体重が約30㌔減り、90年に死亡した。4人の知的障害者が死亡。脱走しても寮に連れ戻された。「ケアする側」が障害者に憎しみをぶつけ暴い嫌悪と差別をぶつけ動物のように扱った。

訴訟記録を読むと、虐待の酷視をするよう知的障害者の仲間が社長から命じられているのが痛ましい。自立を妨げる「家に帰らずに単心がつく」と社長は言い、従業員家族を遠ざけた。

施設という密室に閉かれた障害者は地域社会から隔離され、行政や周囲から見ぬふりをされ、惨劇は続いた。80年代後半には複数の親たちがあさなどに気づき、県福祉事務所に相談している。

障害者更生施設職員だった今井一夫さん（83）＝愛荘町＝はサン・グループの出した寄付を求める趣意書に不審を感じたのは94年。従業員家族らと連絡を取るうち、劣悪な労働環境や横領が浮かび上がってきた。

しかし、親は不審に思いながらも、「一生面倒をみる」などの社長の言葉に、すがる面があった。今井さんは振り返る。「殴られ腫れ顔を見せて母に心配をかけまいと、実家に帰らない人もいたのです」。今井さんや「かいば寮」施設長だった小迫

放置された魂のSOS

普通の人が支える側で妖怪に… それが怖い

知的障害がある人自身が訴えた、知的障害者のための裁判は、サン・グループ訴訟が全国初。未踏の荒野を行く悲痛な裁判で全面勝訴し、国や滋賀県は謝罪した。弁護団長だった田中幹夫弁護士（大阪弁護士会）から、教訓と、相模原障害者施設殺傷事件を踏まえた思いを聞いた。

◇

若い時に系酉一雄が創設した知的障害者のための施設「近江学園」で研修した縁でサン・グループ

全面勝訴の元弁護団長

の被害を知りました。調べるほどむごい実態が出てきた。しかし知的な障害がある人からどう事情を聴くのか、悩みました。元社長を怖がって言ってくれず、深い心の傷を負っている。弁護団は被害者と、精に消耗り込み合宿をし「楽しくやろう」と言いました。微笑を持って深刻な話を聞こう、とカラオケ大会になってね。だんだん話してくれるようになりました。

裁判では、知的障害がある原告らが本人尋問に立った。元社長の前で証言するのは重圧です。元社長に姿が見えないよう法廷の外で、ついたて越しに尋問を行った。裁判で全面勝訴し、国や滋賀県は謝罪した。弁護団長だった田中幹夫弁護士（大阪弁護士会）から、教訓と、相模原障害者施設殺傷事件を踏まえた思いを聞いた。

◇

若い時に系酉一雄が創設した知的障害者のための施設「近江学園」で研修した縁でサン・グループ裁判出版委員会編で、「福祉における公的責任の回避と企業論理の導入」が着々と実行され、福祉現場における精神的荒廃も叫ばれるようになってきた。どうしたらこのような事情を聴くのか、悩みました。最近、障害者に対する虐待事件はいよいよ増加し、深刻になっている」と書きました。しかし、予言は悲しいかな、当たってしまった。障害者虐待防止法もできたが、相模原市の障害者施設「元職員による殺傷事件が発生した。「役に立たない命は早く死んだ方がいい」というノ極無視の言葉は障害者を殺りくしたヒトラーと結びつく。

サン・グループ元社長も最初は「普通の人間」だった。それがやっているうちに、行政も来す保護者も怒りにこない、障害者の人権を踏みにじる虐待事件はいよいよ増加し、深刻になっている」と書きました。しかし、予言は悲しいかな、当たってしまった。障害者虐待防止法もできたが、相模原市の障害者施設「元職員による殺傷事件が発生した。「役に立たない命は早く死んだ方がいい」というノ極無視の言葉は障害者を殺りくしたヒトラーと結びつく。

変化する、そのことの方が怖い。医療職らケアする側が人院患者や入所者を虐げる事件は最近も続き、成年後見人が障害者や高齢者の年金や預金を横領する事件も相次いでいます。福祉の感性が鈍っています。

本件の決定的な悲劇性は、被告の差別的価値観の周辺に、本来原告ら知的障害者の権利を擁護すべき人たちが、それこそ秀明な鎖でつながれているように、まったく同じ姿勢で障害者に対する差別的価値観を持っていたことである。八日市労基署、八日市公共職業安定所、滋賀県立「しゃくなげ園」と「すずれやま荘」、湖東福祉事務所、愛知犬十福祉事務所、滋賀県障害福祉課（中略）の担当公務員が、被害者の救出に尽力した一部をのぞき、知的障害者に対する人間的な感性を示さず、公務員としての職務を怠ったのである。あえていえば、被告（社長）と共犯に等しい。

本件訴訟はあらゆる意味で画期的なものであった。特に原告本人尋問は今後に登場する裁判において立派な先例となるであろう。この原告本人尋問こそは、悲痛な訴えを社会に表明する歴史的な生の声であった。それは人間の価値観を問い質すものであり、障害者福祉の原点を見詰めさせるものである。

最終準備書面の一部要約

【最終準備書面第1章1章から一部要約】「自分たちが何故ひどい被害を受けたのか、どうして自分たちの叫びが届かなかったのか」という疑問を解明するため本件訴訟を提起した。（中略）被告（社長）が原告らに人間としての価値を認めなかったことは、被告自らが提出した訴訟資料によって明白であり、国や滋賀県の知的障害者への対応を見ると、被告（社長）と同じような障害者観を持っていたと断ずるほかはない。

「知的障害者」に対する社会の誤解と偏見、労働生産性を至上のものとする価値観からくる差別主義（中略）、この差別主義が今なお厳然として社会に内在し横行していることが、審理過程において顕呈されたのである。被告は何のためらいもなくうそぶく。「国がやらず親ができないことを代わりにやった」。